

農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和6年1月12日（金）午前9時30分～午前10時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（17人）

会長	鈴木	秀	会長職務代理者	森田	昭則	
1番	前田	和幸	2番	間崎	孝至	3番 桐生 五郎
4番	渥美	利男	5番	打田	光橋	6番 浦川 広巳
7番	山中	進	8番	阪田	泰久	9番 市川 正之
13番	稲田	利幹	14番	上田	みね子	15番 豊田 栄美子
16番	大野	久美子	17番	小林	登志樹	19番 鈴木 啓之

4. 欠席委員（2人）

10番 渡部 正一 12番 平子 伸

5. 農地利用最適化推進委員の出席（1人）

深伊沢地区 山野 敏文

6. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、小林農地GL、吉村
農林水産課 岡農政GL、藤田

7. 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
	第4号議案	農用地利用集積計画について
	第5号議案	委員の辞任について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

8. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 7 回総会を開会いたします。開会にあたりまして鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。会長の挨拶で、ご案内がございましたが、本日の総会を渡部委員が、体調不良を理由に、欠席されております。今後、新たな委員が選出されるまでの間、第 10 ブロック椿・深伊沢地区の情報共有のため、本総会での議決権は、ございませんが、深伊沢地区の山野農地利用最適化推進委員に出席をお願いしておりますので、山野さん、どうぞよろしく申し上げます。

山野推進委員（挨拶）

事務局

それでは、この後の議事進行を、鈴木会長よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 7 回総会は、委員の過半数が出席

しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 13 番 稲田利幹様、議席番号 15 番 豊田栄美子様をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 1 ページ、及び別冊の別紙 1 の「農地法第 3 条の譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

まず、1 の 134 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,011 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1 の 144 番は国府地区、申請地は平野町地内、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は合計 1,011 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、2 の 136 番は庄野地区、申請地は庄野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,496 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12 の 143 番は玉垣地区、申請地は矢橋三丁目地内、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は合計 3,657 m^2 です。取得後は水稻、野菜、ブルーベリーを栽培するとの申請です。

続きまして、16 の 137 番から 16 の 140 番は譲受人が同じですので、一括してご説明いたします。いずれも天名地区、申請地は御薊町地内、いずれの登記地目・現況地目とも田及び畑、面積は合計 3,806 m^2 です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19 の 142 番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 909 m^2 です。取得後は水稻、野菜、ブルーベリーを栽培するとの申請です。

続きまして、19 の 145 番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,155 m^2 です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、22 の 141 番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、いずれの登記地目・現

況地目とも畑、面積は合計 617 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 133 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 475.83 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 12 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

議案で譲受人と譲渡人が同じ名前になっていますが、たまたま一緒なのですか。

打田委員

同性同名で、2 歳違いと言っていました。番地が違います。

事務局

2 歳違いで、同性同名です。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、でございます。議案書の 4 ページから 7 ページの、22 の 150 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書 4 ページ、及び別紙 14 ページ目の位置図をご覧ください。

22 の 150 番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目：現況地目は、ともに畑が 32 筆、ともに田が 20 筆、登記のみ雑種地が 2 筆、原野が 1 筆、合計面積は 37,099 m²です。申請内容は、当該地を物流関連の工場・倉庫用地とするものです。受人は造成等の開発行為や建築工事業を営んでおりますが、今般事業拡大に伴い、物流倉庫を必要とする事業者がいるため、同地を転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、1 月 10 日に現地確認を実施しています。

以上、1 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

議長（鈴木秀会長）

引き続き、残りの第 2 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

それでは、議案書 3 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の 4 ページをご覧ください。

1 の 146 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 217 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

3 の 147 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,008 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.5 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

3 の 148 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 723 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、349.9 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

4 の 144 番は牧田地区、申請地は算所町地内、登記地目：現況地目とも畑、面積は 2,150 m²です。申請内容は、当該地を集出荷場及び倉庫用地とするものです。受人は農産物の生産・加工・販売等を行っておりますが、今般、当該地の近隣で、ハウス用地が確保できたことから、鮮度を要する野菜の集出荷場及び倉庫などを整備するため、新たに転用するものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、農用地利用計画に指定された用途のため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、1 月 10 日に現地確認を実施しています。

5 の 139 番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目：現況地目とも畑、一部登記地目のみ山林、合計面積は 1,360 m²です。申請内容は、当該地を作業及び資材置場用地とするものです。受人はプラスチック原材料及びプラスチック製品の輸出入

や加工などを行っており、今般荷物の搬入が増加し、既存敷地が手狭となっていることから、新たに転用するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、1月10日に現地確認を実施しています。

5の140番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は402㎡です。申請内容は、当該地を個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

7の154番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,010㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、391.2㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

9の149番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・原野、現況地目・畑、面積は1,305㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、366.33㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

9の155番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,729㎡です。申請内容は、当該地を資材置場及び店舗用地とするものです。受人は、造園業を営んでおりますが、苗木や植木等の展示販売に加え、周辺の飲食施設がないことから、喫茶店を合わせて行うため、転用を行うものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

22の145番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は251㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は転用を原則として許可しない農地ですが、農業用施設であることから、例外的に許可し得るものと考えています。

8ページをご覧ください。

23の138番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は446㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、396.86㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

23の141番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は837㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、389.23㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

23の142番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・畑、現況地目・雑種地、合計面積は1,583㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするもので、令和5年より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。パネル設置面積は、全体事業敷地面積2,118㎡に対し、437.47㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

23の143番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも田、面積

は 1,034 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、435.02 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

23 の 151 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 679 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、303.7 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 15 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 2 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書 10 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の 20 ページをご覧ください。

5 の 34 番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 448 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

19 の 32 番は久間田地区、申請地は花川町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 498.35 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、甲種農地と判断されます。甲種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

20 の 17 番は椿地区、申請地は椿一宮町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 991 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

21 の 33 番は深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目は田・畑が各 1 筆、現況地目は宅地、合計面積は 83.82 m²です。申請内容は、当該地を車庫兼事務所用地とす

るものです。受人は自動車整備業を営んでおりますが、現在の作業場が手狭となってきたことから、今般隣地である当該地を車庫兼事務所用地として転用するもので、平成 22 年頃より、同用途で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 4 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

農家住宅の面積の上限は。

事務局

1,000 m²以内です。また、建ぺい率は、22%以上になります。ただし、甲種農地は、500 m²以内です。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農用地利用集積計画について でございます。農用地利用集積計画（案）の 28 ページ 125 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農用地利用集積計画について、A4 横別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書 28 ページ目 125 番は、栄地区で使用貸借です。

以上の内容は、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ござい

ませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

議長（鈴木秀会長）

引き続き、残りの第４号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書の最初のページに戻ってください。

計画書１ページ目１番から２ページ目１４番までは、国府地区です。１番から１１番までは、使用貸借です。１２番は、１５kgの物納です。１３番、１４番は、３０kgの物納です。

３ページ目１５番から４ページ目２５番は、庄野地区です。１５番から２３番は、使用貸借です。２４番は、米６０kg相当の金納です。２５番は、２筆合計で６０kgの物納です。

５ページ目２６番から３０番は、加佐登地区です。２６番から２９番は、使用貸借です。３０番は、米５０kg相当の金納です。

６ページ目３１番から３７番、７ページ目３８番から４６番、８ページ目４７番から４９番、９ページ目５０番、５１番は、石薬師地区です。３１番から４８番までは、使用貸借です。４９番と５０番は、使用貸借と３０kgの物納です。５１番は、２５kgの物納です。

１０ページ目５２番から５６番は、白子地区です。５２番と５３番は、使用貸借です。５４番は、米２０kg相当の金納です。５５番は、２筆合計で２０kgの物納です。５６番は、４筆合計で４０kgの物納です。

１１ページ目５７番と５８番は、稲生地区で米２０kg相当の金納です。

１２ページ目５９番は、飯野地区で米３０kgの物納です。

１３ページ目６０番から６６番、１４ページ目６７番から７０番は、河曲地区です。６０番は、使用貸借です。６１番は、米５０kg相当の金納です。６２番は、３５kgの物納です。６３番は、４５kgの物納です。６４番と６５番は、５０kgの物納です。６６番は、使用貸借と１５kg、３５kg、５０kgの物納です。６７番は、１０kg、３０kg、５０kgの物納です。６８番は、６０kgの物納です。６９番は、３筆合計で２８０kgの物納です。７０番は、５筆合計で５７０kgの物納です。

１５ページ目７１番から７７番は、一ノ宮地区です。７１番から７３番は、使用貸借です。７４番は、米５０kg相当の金納です。７５番は、５０kgの物納です。７６番は、２５kg、３５kg、５０kgの物納です。７７番は、５０kgの物納です。

１６ページ目７８番から８３番は、箕田地区です。７８番は、使用貸借です。７９番は、米３５kg相当の金納です。８０番は、米３５kgと５０kg相当の金納です。８１番と８２番は、２５kgの物納です。８３番は、２５kgと３５kgの物納です。

１７ページ目８４番から８７番は、玉垣地区です。８４番は、米５０kg相当の金納です。

85 番は、35 kg の物納です。86 番は、10 kg、25 kg、35 kg の物納です。87 番は、60 kg の物納です。

18 ページ目 88 番から 91 番、19 ページ目 92 番から 95 番、20 ページ目 96 番から 99 番、21 ページ目 100 番から 102 番、22 ページ目 103 番から 105 番、23 ページ目 106 番から 108 番、24 ページ目 109 番から 112 番、25 ページ目 113 番から 116 番、26 ページ目 117 番から 120 番までは若松地区です。88 番から 92 番までは、中間管理機構をとおした使用貸借です。93 番は、2,100 円の中間管理機構をとおした金納です。94 番は、2,100 円と 5,250 円の中間管理機構をとおした金納です。95 番から 100 番までは、5,250 円の中間管理機構をとおした金納です。101 番は、中間管理機構をとおした 25 kg の物納です。102 番は、中間管理機構をとおした使用貸借と 25 kg の物納です。103 番から 105 番までは、中間管理機構をとおした 10 kg の物納です。106 番は、中間管理機構をとおした 10 kg と 25 kg の物納です。107 番から 119 番は、中間管理機構をとおした 25 kg の物納です。120 番は、25 kg の物納です。

27 ページ目 121 番から 124 番は、栄地区で使用貸借です。

29 ページ目にとんでもらって 126 番、127 番は、天名地区で米 30 kg 相当の金納です。

30 ページ目 128 番は、合川地区で 50 kg の物納です。

31 ページ目 129 番は、井田川地区で 15,000 円の金納です。

32 ページ目 130 番から 136 番は、久間田地区です。130 番は、中間管理機構をとおした使用貸借です。131 番は、5,000 円の金納です。132 番から 135 番は、10,000 円の金納です。136 番は、2 筆合計で 2,000 円の金納です。

33 ページ目 137 番から 141 番は、椿地区です。137 番は、所有権移転です。138 番から 141 番は、使用貸借です。

34 ページ目 142 番は、深伊沢地区で、13,000 円の金納です。

35 ページ目 143 番から 145 番は、鈴峰地区で使用貸借です。

36 ページ目 146 番から 149 番は、庄内地区です。146 番と 147 番は、使用貸借です。148 番は、3 筆合計で 50,000 円の金納です。149 番は、50,000 円の金納です。

37 ページ目は、庄内地区で、10,000 円の金納です。

以上の内容については、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議

ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第４号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第５号議案 委員の辞任について、事務局より説明いたします。

事務局

第５号議案 委員の辞任について でございます。議案書 12 ページをご覧ください。

第 10 ブロック 椿・深伊沢 地区の渡部委員から、令和 6 年 1 月 5 日付けで、体調不良を理由に、農業委員を辞任したい旨の届出が提出されました。

農業委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項により、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」となっています。

農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決すなわち辞任申出者を除く、総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととなっておりますことから、同意を求めるものでございます。

なお、渡部委員の後任につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条及び第 9 条の規定により、すみやかに新たな委員の選任を、農業委員会会長名にて、市長に依頼するものでございます。

よろしくご審議をいただき、賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第５号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第５号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。